2025年4月発行

前払購入保険

NEXI
Nippon Export and Investment Insurance

目　　次

内　容	ページ
はじめに	1
1．保険利用上の注意事項	2
2．本保険がカバーするリスク 非常危険　－契約当事者の責任ではない不可抗力によるリスク 信用危険　－契約相手方の責任に帰するリスク	4
3．引受方針	5
4．付保率（カバー割合）	6
5．保険期間、保険料	6
6．保険のお申込みから保険契約締結までのフロー	7
7．保険金請求権の質権設定	7
8．各種手続き	
保険のお申込み手続き	8
保険事故発生からの手続き	9
主要手続	10
保険金受取後の事故債権の回収／サービサー回収制度	11
本保険のお申込み窓口	12
貿易保険に関するお問い合わせ先	12

はじめに

前払購入保険は、本邦への輸入及び貨物を日本以外の地域に引き渡す仲介貿易の買取引のうち、貨物代金の一部又は全部を前払金により支払う契約（以下、「前払購入契約」といいます）において、前払金の送金後、何らかの事情で貨物の引渡しをうけることができなくなったために、お客様が前払を行った貨物の代金又は賃借料について、予め前払購入契約で定めておいた返還条件に基づいて相手方に前払金の返還を請求したにもかかわらず、返還を受けることができないことにより受ける損失をカバーする保険です。貨物自体の損失や貨物の引渡しをうけることができなくなったことにより受ける損失をカバーする保険ではありませんのでご注意ください。

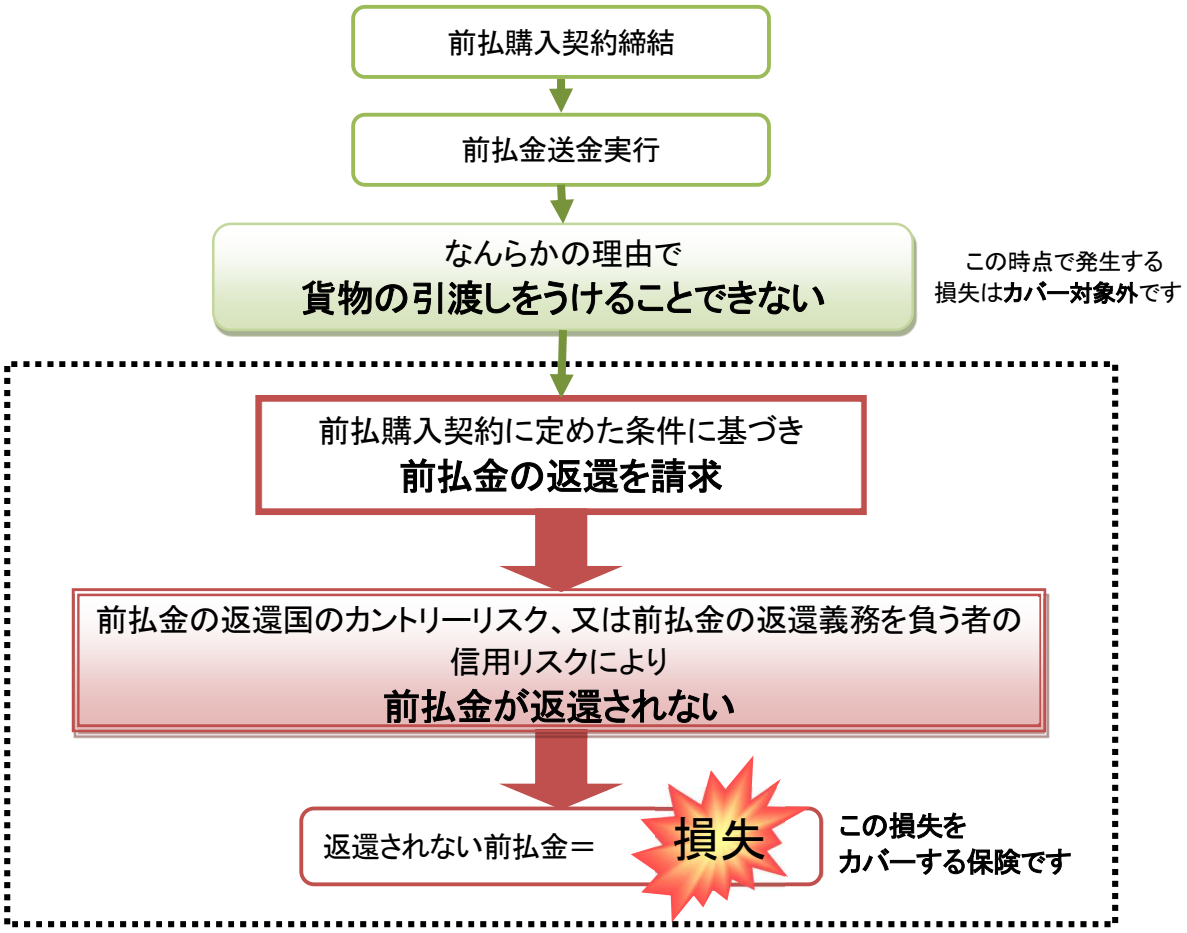

- このパンフレットは、前払購入保険の概要を説明したものです。
  詳細な内容については、前払購入保険約款、関連規程をご覧ください。
- 上記の書類は、日本貿易保険(NEXI)ウェブサイト(https://www.nexi.go.jp)よりダウンロードすることができます。

1. 保険利用上の注意事項

対象となる取引

本保険をご利用可能な前払購入契約の主な要件は以下のとおりです。なお、NEXI による内容確認、審査の結果、お引受けできない場合があります。

- 貨物を外国から、本邦に輸入する契約又は仲介貿易契約の買契約
- 前払金の額が 100 万円以上のお取引
- 非常危険（契約当事者には責任のない不可抗力リスク）に加え、信用危険（契約相手先の破産又はこれに準ずる事由・債務不履行リスク）まで保険によるカバーを希望される場合は財務内容が良好な相手方（海外商社名簿格付が EA 格以上）とのお取引※政府要請に基づく場合はご相談ください。
- 前払予定日、実際の初回前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払金の返還期限までの期間（ユーザンス期間）が2年未満である契約
- 前払購入契約に NEXI の指定する事項が全て定められていること。（P. 3「前払購入契約書に定める事項」をご参照ください。）

仲介貿易契約の場合は、上記に加え、**日本への裨益が認められる案件**が対象となります。詳しくは個別案件ごとに営業第一部営業推進グループまでお問い合わせください。

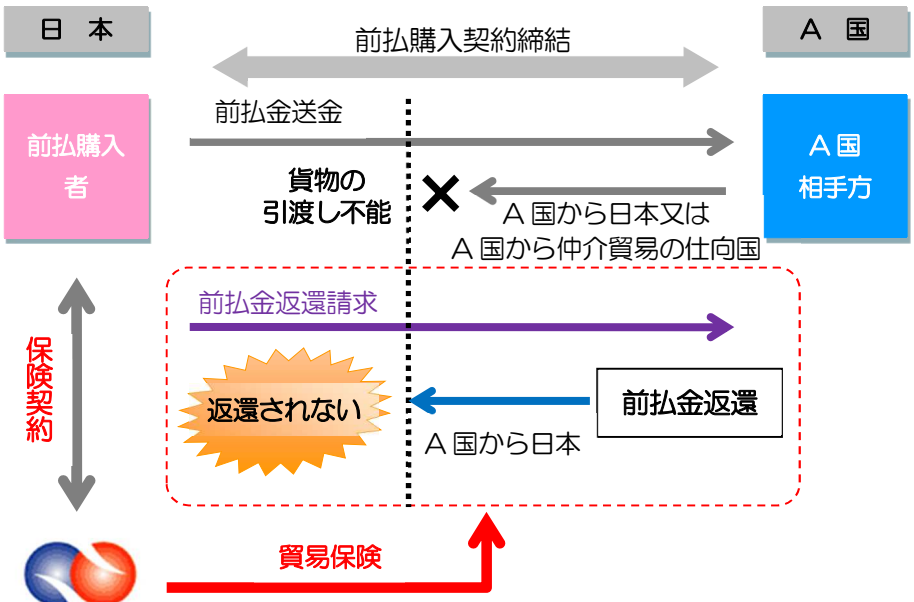

貨物の引渡しをうけることができなくなり、前払購入契約の合意条件に基づき前払金の返還請求を行ったにもかかわらず、前払金が返還されなかったリスクをカバーします。

カバー対象外のリスク等

対象となるお取引であっても、以下の事象による損失は本保険のカバー対象外ですのでご注意ください。

- お客様が自発的に購入を取りやめた、又は一方的にキャンセルした前払購入契約
- 貨物が輸入できない、又は貨物の引渡しをうけることができないことによる損失
- 前払購入契約に基づいて返金を求めることとなった場合、債務履行能力が問題となる可能性がある前払先（海外商社名簿格付が EA 格よりも低い）との前払購入契約（信用危険のみ引受対象外）
  ※政府要請に基づく場合はご相談ください。

前払購入契約に定める事項

本保険の対象となる前払購入契約に、次の事項が全て定められていることが必要です。

- 貨物の名称、型又は銘柄及び数量
- 船積国、仕向国及び船積時期
- 前払金の額及び支払の時期
- 前払金の返還の条件
  例えば、「船積予定日に船積が不能となった場合には、船積予定日から1カ月以内を前払金の返還請求期限とし、2カ月以内に前払金を返還すること」等があげられます。
- 貨物の仕向先の名称

本保険をご利用可能なお客様

本保険は、以下の条件を全て満たすお客様にご利用いただけます。

- 前払購入契約の当事者であり、前払を行うお客様等、前払購入契約上の被保険利益の帰属するお客様
- 本邦人又は本邦法人であるお客様（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含みます。）

前払購入契約の相手方との関係（過去のお取引等）について

- 保険の付保を希望する前払購入契約の相手方又は前払金返還義務を負う者（以下併せて「前払購入契約の相手方」といいます。）との取引について、当該取引より以前に前払金であるか否かを問わず支払債務の履行遅滞（例：コンサルティング契約など別の支払債務の履行遅滞）が起こっているような場合には、保険のお申込みができないことがあります。
- 前払購入契約の相手方との係争等により前払金の返還が行なわれない場合の損失は、仲裁裁定による問題解決後に保険金請求が可能となります。
- お客様と出資関係等がある、前払購入契約の相手方（親会社・子会社など）との前払購入契約について信用危険にかかる損失が発生した場合、免責事項に該当するため保険金をお支払いできません。

2. 本保険がカバーするリスク

何らかの事情で貨物を輸入すること、又は貨物の引渡しをうけることができなくなり、予め前払購入契約で定めておいた前払金の返還条件に基づいて前払購入契約の相手方に前払金の返還を請求したにもかかわらず、以下の非常危険や信用危険に該当する事由が発生したことにより、前払金の返還を受けることができなかった場合に、前払購入保険事故として保険金をお支払いします。

非常危険

契約当事者の責任ではない不可抗力によるリスクです。

（保険金支払いの対象となる事由）

① 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止

② 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は前払購入契約の相手国に起因する外貨送金遅延

③ 為替の換算率にかかわらず現地通貨による償還をもってする前払金の弁済を有効とする旨の前払購入契約の相手国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を免除する措置又は決定

④ 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用

⑤ 外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を妨げる違法又は差別的な措置又は決定

⑥ 国際連合その他の国際機関又は前払購入契約の相手国以外の国による経済制裁

⑦ 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由による為替取引の途絶

イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ

ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害

ハ 原子力事故

⑧ 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、前払購入契約の当事者の責めに帰することができないもの

信用危険

契約相手方の責任に帰するリスクです。

（保険金支払いの対象となる事由）

① 前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）

② 前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）

③ 前払購入契約の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）

3. 引受方針

非常危険の引受判断

前払購入契約の相手国について非常危険をお引受けできるか否かにつきましては、国毎に異なりますのでNEXI ウェブサイトの「国・地域ごとの引受方針」よりご確認ください。

また、仲介貿易契約の場合は、仕向国の国別引受制限により保険契約の締結を制限する場合がございますので、仕向国の引受方針についてもあわせてご確認ください。

信用危険の引受判断

非常危険に加え、信用危険も保険の付保を希望される場合、前払購入契約の相手方（前払金を支払う相手方）の財務内容が良好な相手先（NEXI で行う海外商社格付が EA 格以上）との取引に限ります。

※政府要請に基づく場合はご相談ください。

※前払購入契約の相手方が複数の場合であって、前払購入契約全体について相互に連帯責任を負うときは、前払購入契約の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付によるものとします。

※契約の相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、返還義務を負う者の格付にて引受判断を行います。

NEXI では、前払購入契約の相手方の信用リスクの引受判断のために、独自の与信審査を行っております。

保険のお申込み前に、まず前払購入契約の相手方の登録があるかどうかご確認ください。登録がない場合、与信審査に必要な海外商社登録手続きを行ってください。審査完了後、「海外商社格付（バイヤー格付）」をご連絡します。

海外商社格付の詳細につきましては、パンフレット「与信管理」を併せてご確認ください。

下表で〇の格付の場合は、本保険でのお引受けが可能です。なお、お引受可能な前払額の上限金額（保険価額）は、保険申込時の前払購入契約相手方の格付によって異なります。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">バイヤー格付
（海外商社格付）</th><th colspan="2">非常危険</th><th colspan="2">信用危険</th></tr>
<tr><th>引受可否</th><th>前払額上限額</th><th>引受可否</th><th>前払額上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="10">名簿区分</td><td rowspan="3">G</td><td>GS</td><td>〇</td><td rowspan="5">200億円</td><td>〇</td><td rowspan="5">200億円</td></tr>
<tr><td>GA</td><td>〇</td><td>〇</td></tr>
<tr><td>GE</td><td>〇</td><td>〇</td></tr>
<tr><td rowspan="7">E</td><td>EE</td><td>〇</td><td>〇</td></tr>
<tr><td>EA</td><td>〇</td><td>〇</td></tr>
<tr><td>EM</td><td>〇</td><td>10億円</td><td>×</td><td rowspan="4">設定なし</td></tr>
<tr><td>EF</td><td>〇</td><td rowspan="3">2億円</td><td>×</td></tr>
<tr><td>EC</td><td>〇</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="2">PU、PN、PT</td><td>〇</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故管理区分</td><td colspan="2">GR、ER</td><td colspan="4">お引受けできません</td></tr>
<tr><td colspan="2">EB</td><td colspan="4">お引受けできません</td></tr>
<tr><td colspan="3">未登録</td><td colspan="4">登録後に保険をお申込みください</td></tr>
</table>

4. 付保率(カバー割合)

本保険のリスクのカバー範囲は、「非常危険のみ」又は「非常危険＋信用危険」のいずれかとなります。

非常危険のみ ＝ 非常危険 前払金の97．5%

非常危険＋信用危険 ＝ 非常危険 前払金の97．5% ＋ 信用危険 前払金の90%

5. 保険期間、保険料

前払購入契約に基づく前払予定日、実際に初回前払が行われた日、前払購入契約が締結された日、又は保険契約の締結を行った日のうち最も遅い日から保険料計算期間の末日(※)までの期間に発生した損失をカバーします。

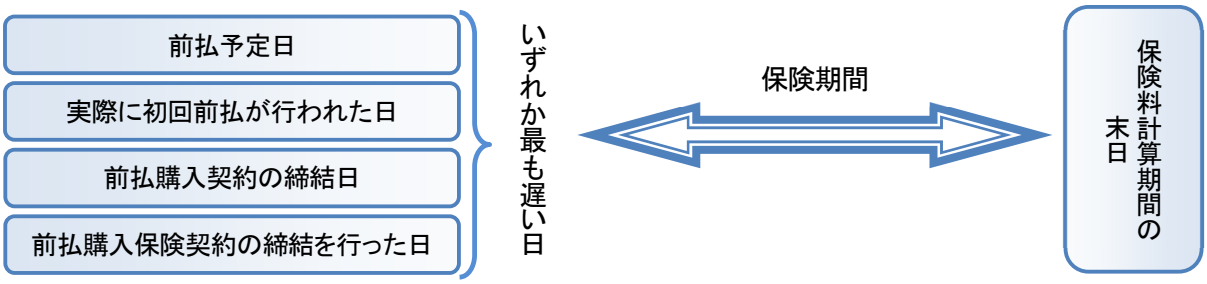

(※)保険料計算期間の末日･･･本保険では、保険料計算期間は 6 月刻みで設定します。保険期間の終了日は、当該保険料計算期間の末日を指します。ただし、前払購入契約に重大な変更が生じた場合には、保険責任の残日数にかかわらず、契約変更後 1 カ月以内かつ保険責任期間内に所定の手続きが必要です。詳細は P.8 「8.各種手続き」をご参照ください。

本保険の保険料は、以下の計算式により算出します。

非常危険 保険料 ＝ 前払金額 × 97.5% × 非常危険 保険料率

信用危険 保険料 ＝ 前払金額 × 90.0% × 信用危険 保険料率

非常危険 保険料率(%) ＝(0．042 ＋ 0．034 × X) × 国別倍率

信用危険 保険料率(%) ＝0．180 ＋ 0．148 × X

「X」は保険期間が 6 月以内の場合は 1 とし、保険期間が 6 月を超える場合には、1 に 6 月を超える期間の 6 月、又はその端数ごとに 1 を加算します。

国カテ	A	B	C	D	E	F	G	H
国別倍率	0.4	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0

※ 保険料率は、NEXI ウェブサイト(https://www.nexi.go.jp)上で試算いただけます。

※ 保険契約の変更手続きに伴う最低返還保険料は、徴収済み保険料との差額が 30,000 円以上(1 契約あたり)の場合になります。

支払保険料総額

非常危険 保険料 ＋ 信用危険 保険料

6. 保険のお申込みから保険契約締結までのフロー

Web　Web サービスでお手続きできます

電子申請　電子申請でお手続きできます

① 付保のご相談

保険利用者・Web ユーザー登録　Web

前払購入相手方の登録（与信審査）　Web

本保険のご利用が可能かどうかのご相談です。
前払の相手について NEXI が与信審査による格付を行っていない場合は与信審査手続が必要になりますので、お早めにご相談ください。
仲介貿易契約の場合、内諾申請手続きが必要になります。

（輸入契約の場合）

② NEXI からの回答

（仲介貿易契約の場合）

② 内諾申請書・内諾書発行　電子申請

③ 保険お申込み　電子申請

④ 保険契約締結
保険証券・請求書発行

⑤ 保険料支払い

NEXI より引受可能とお答えした前払購入契約は、申込期限内（P.8「8. 各種手続き」をご参照ください）に保険のお申込み手続きを行っていただきます。

保険お申込み後に NEXI から保険料請求書を発送しますので、指定口座に保険料をお振り込みください。

7. 保険金請求権の質権設定

前払購入取引に対し銀行等の質権を設定される場合の手続きは、以下のとおりです。
当該金融機関との連名にてお申込みください。（原則として、金融機関との質権設定契約前にお申込みください。）

質権設定の流れ

お取引銀行等との融資のご相談
・貿易保険の保険金請求権を担保とした融資が可能かご相談ください。

→

貿易保険のお申込み
・お取引銀行等との協議の結果、当該銀行等を「代表質権者・譲渡担保権者」として、お申込みと同時に質権等設定承諾の申請も可能です。

→

保険証券発行 保険料のお支払い
・期日までに保険料をお支払いください。

→

お取引銀行等との質権設定契約締結
・NEXIの質権設定承諾書を受領後に、銀行等との質権設定契約を締結してください。

8. 各種手続き

保険のお申込み手続き

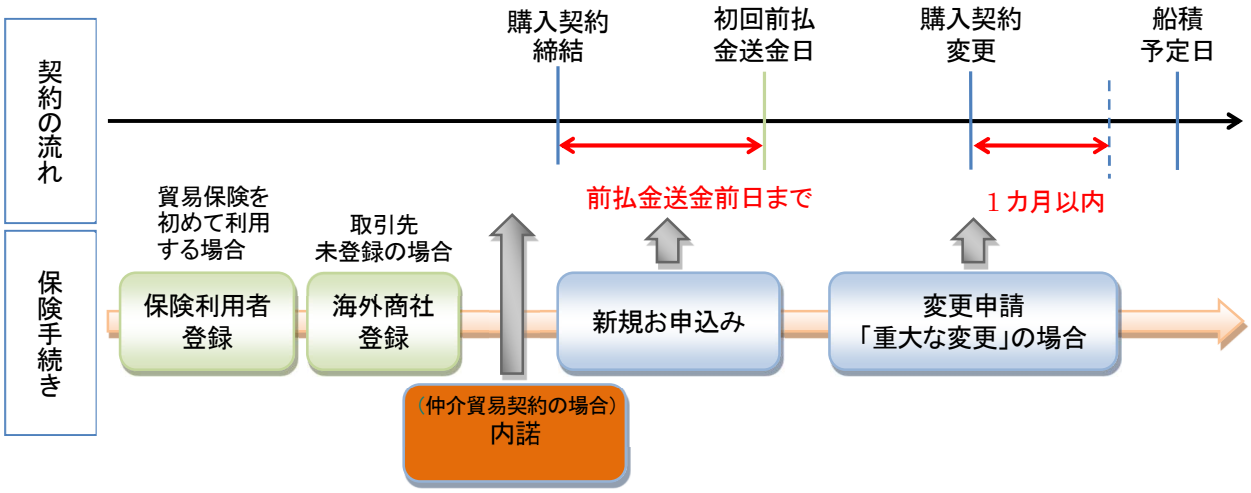

事前相談・内諾

本保険は前払購入契約単位のお引受けとなります。本保険をご利用されるお取引につきましては、お引受可能なご契約内容かどうかを確認しますので、事前に NEXI にご相談ください。お客様ご自身が初めて貿易保険をご利用いただく場合は、「保険利用者登録」が必要となります。

仲介貿易契約については、お申込みに先立ち、日本への裨益にかかる引受の可否等を決定する内諾制度を設けておりますので、事前に内諾申請をお願いします。内諾の有効期間は、内諾書発行日から 6 カ月です。

前払購入契約の相手方の「海外商社登録」(与信審査)手続き

NEXI に登録のないバイヤーとの取引の場合、前払購入契約の相手方の与信判断を行うために「海外商社登録」手続きが必要です。海外商社登録手続きには、信用調査報告書が必要です。なお、信用調査報告書は、実費をご負担いただくことにより、NEXI での代理取得も可能ですので、ご利用ください。また、中小企業者のお客様は、信用調書取得の無料サービス(原則1社当たり8件を上限として、NEXI が費用を負担)を実施しています。

信用調査報告書を NEXI にご依頼いただいた場合、バイヤー格付結果はお伝えしますが、調査内容については開示いたしかねますので、予めご了承ください。

保険のお申込み手続き

前払購入契約締結日以降、初回前払を行う前日までに NEXI に申込書が到着するようにお手続きください。ただし前払購入契約時又は契約直後に前払を行う場合は、前払購入契約日から1カ月以内かつ船積国における船積予定日までに NEXI に申込書が到着するようにお手続きください。

前払購入契約条件を変更した場合の手続き

保険契約締結後、下記の「重大な内容変更」に該当する契約条件の変更を行った場合には、NEXI への手続きが必要になります。(手続期限: 契約変更から起算して1カ月以内かつ保険期間内)

手続きをされない場合には、保険契約が失効することがありますのでご注意ください。

「重大な内容変更」

1. 表示通貨の変更
2. 前払購入契約の相手方の変更
3. 前払購入契約の相手国、船積国又は仕向国の変更
4. 前払金額の5%以上の増額
5. 保険期間(前払金の返還期限)の延長

保険事故発生からの手続き

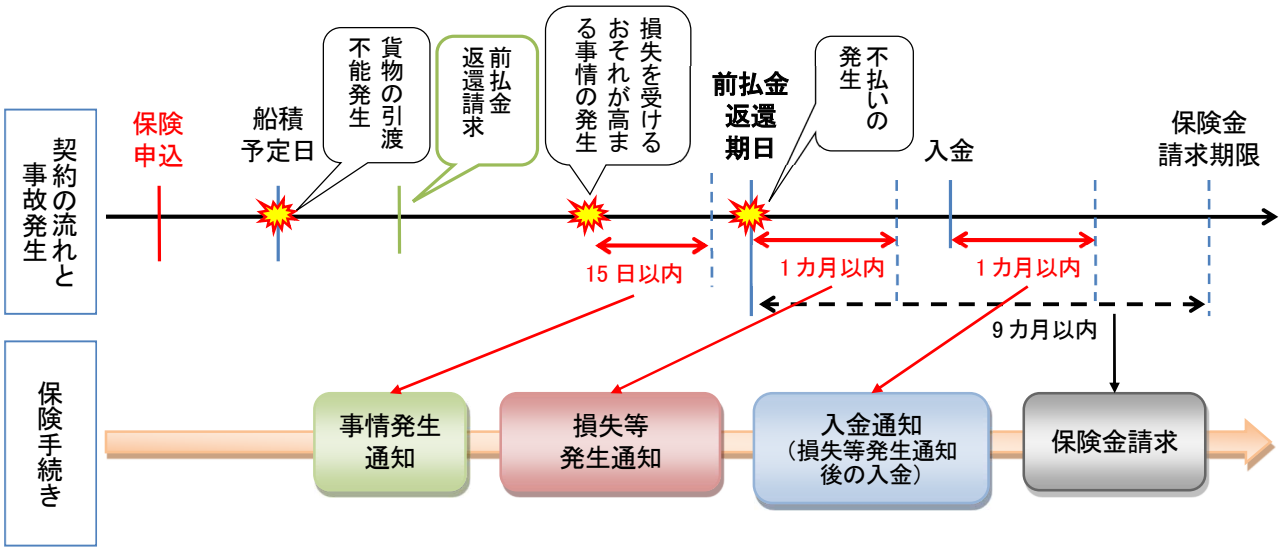

事故発生後は・・・

お客様に債権の保全や事故債権の回収に努めていただくことになります。保険金請求後の債権回収方法には、引き続き回収努力を続けていただく「被保険者回収」と、「サービサー回収」があります。（P.11 ご参照）

事情発生の通知

損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った場合は、その日から15日以内に「事情発生通知書」を提出していただきます。

＜参考：損失を受けるおそれが高まる事情の発生に当たる場合＞

① 前払購入契約の相手方からの前払金の返還を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき前払金の返還にかかる一切の信用補完措置（以下「信用補完措置等」という。）の変更、破棄（ただし、重大な変更に該当する場合を除く。）
② 前払購入契約の相手方の破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生
③ 信用補完措置等を行う者の破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

損失等発生の通知

損失の発生を知った場合は、そのときから1カ月以内に「損失等発生通知書」を提出していただきます。なお、船積日以前に取引先が倒産した場合は、NEXI に保険契約上の対応をご相談ください。詳しくは、NEXI 査定グループにお問い合わせください。

保険金請求と保険金の支払い

保険金の支払いを受けるためには、損失等発生の通知以降に、契約書や督促状、前払金返還請求書などの保険金請求に必要な書類と共に「保険金請求書」を提出していただきます。書類内容等に特に不備のない限り、原則2カ月以内に保険金をお支払いします。保険金の請求期限は「前払金の返還期限から9カ月以内」です。

＜保険事故ごとの請求期間一覧＞

保険事故の内容	保険金請求が可能となる日	保険金請求期限
○非常危険 ○前払購入契約の相手方の破産手続開始の決定	損失等発生通知書の提出日	前払金の返還期限から 9カ月以内
○前払購入契約の相手方の3カ月以上の債務履行遅滞	前払金の返還期限から 3カ月経過後かつ損失等発生通知書の提出日以降	前払金の返還期限から 9カ月以内

【主要手続】

	手続き種類	提出書類	手続き期限	注意事項
付保手続き	保険利用者・Web ユーザー登録	保険利用者登録申込書 WEB ユーザー登録申込書	商談開始以降（保険申込予定日の 2 週間程前までにお願いします）	貿易保険を初めて利用する場合に必要です。
	海外商社登録	Web 申込	商談開始以降（保険申込予定日の 2 週間程前までにお願いします） （NEXI に信用調査書取得から依頼する場合、登録まで 1～2 カ月要することもあります。余裕をもってご依頼ください。）	既に登録済みであれば、手続き不要です。
	保険お申込み	新規申込書・変更申請書	前払購入契約の締結日以降かつ初回前払を行う前日まで（前払購入締結時又は当該契約締結直後に前払を行う場合は、当該契約締結後 1 カ月以内であって、船積予定日以前。）	仲介貿易契約の場合、内諾申請手続きが必要になります。
	内容変更申請	新規申込書・変更申請書	契約変更日から起算して 1 カ月以内かつ保険責任期間内	「重大な内容変更」に該当する内容変更手続きは必須となります。
事故関係手続き	事情発生通知	事情発生通知書	事情発生を知った時から 15 日以内	提出されない場合、保険金請求ができませんので、ご注意ください。
	損失等発生通知	損失等発生通知書	前払金の返還期限から 1 カ月以内	
	入金通知	入金通知書	入金日から 1 カ月以内(保険金請求前までにお願いします。)	
	保険金請求	保険金請求書	前払金返還期限から 9 カ月以内（前払購入契約の相手方の債務履行遅滞による事故の場合は、前払金返還期限から 3 カ月を経過した日以降 9 カ月以内）	期限内に請求又は請求期間の猶予申請を行わないと失効となります。
	回収金通知	回収金通知書	回収日から 1 カ月以内	通知が遅れると、違約金が発生する場合がありますので、ご注意ください。

保険金受取後の事故債権の回収

本保険では、保険金請求後であっても、原則としてお客様に事故債権の回収をお願いする制度となっています（被保険者回収）。回収交渉等の結果で、事故債権の一部又は全部が回収された場合は、回収日から1カ月以内に回収金通知書によりご報告いただきます。その報告をもとに NEXI が回収金の配分額を算出し、請求書を送付しますので、所定の期間内に NEXI に納付してください。また、この間、定期的に回収交渉状況をご報告いただきます。

なお、お客様による回収交渉が困難な場合は、サービサー回収制度をご利用いただくことも可能です。詳しいお手続きについては、保険事故発生時に回収グループよりご案内します。

サービサー回収制度

サービサーとは、債権者から委託を受けて債権回収を専門に行う会社、又は弁護士事務所を指します。
※一部の国や地域、内容により、委託できない場合もあります。

【サービサー回収のメリット】

- ✧ 債権管理・回収業務アウトソースによる業務負担の軽減
- ✧ 原則、成功報酬制による固定的回収費用の軽減
- ✧ 債務者所在国固有の債権回収に関する慣習、法制度に関する知見・情報の利用
- ✧ 債務者との緊密な回収交渉が可能
- ✧ 国際的ネットワークの利用が可能

【サービサーによる回収フロー（例）】

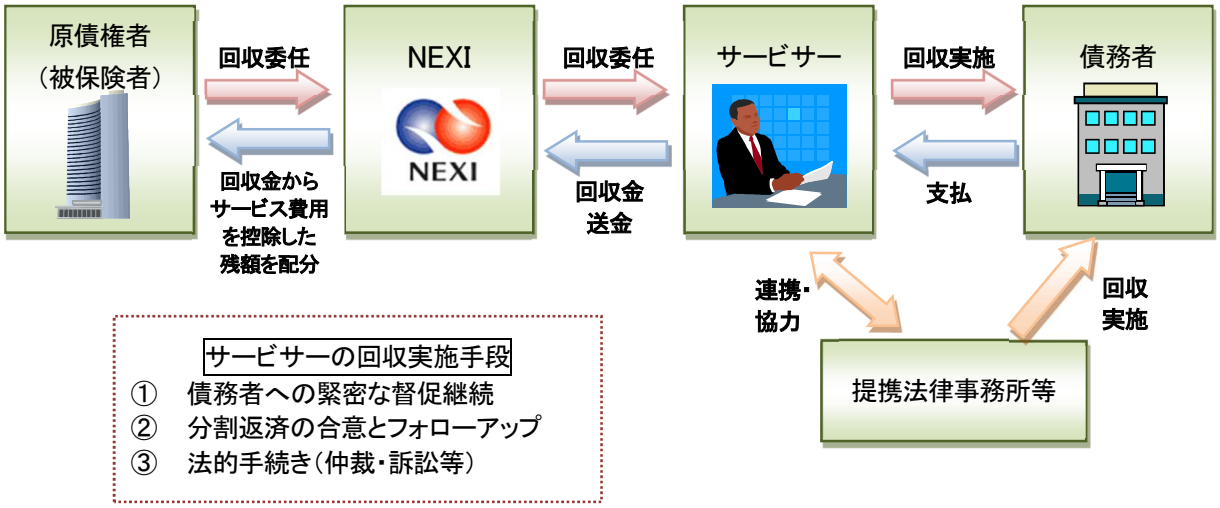

本保険のお申込み窓口

申込書受付 ： 月～金曜日、9 時～12 時、13 時～15 時 30 分
相談･通知受付 ： 月～金曜日、9 時～12 時、13 時～17 時 30 分
（祝祭日･年末年始を除く）

お問い合わせ内容	お申込み窓口	
保険利用者コード登録	本店　輸出保険部　お客様相談窓口	TEL 0120-671-094（通話料無料） TEL 03-3512-7563 FAX 03-3512-7679
・海外商社（バイヤー）登録の有無、現行格付の照会 ・海外商社（バイヤー）登録申請 ・信用調査依頼	本店　審査部　与信管理グループ	TEL 0120-676-094（通話料無料） TEL 03-3512-7684 FAX 03-3512-7626
その他事前相談	本店　輸出保険部　お客様相談窓口	TEL 0120-671-094（通話料無料） TEL 03-3512-7563 FAX 03-3512-7679
前払購入保険申込書		

貿易保険に関するお問い合わせ先

受付時間：月～金曜日、9 時～12 時、13 時～17 時 30 分
（祝祭日･年末年始を除く）

お問い合わせ内容	お問い合わせ窓口	
貿易保険全般について	本店　輸出保険部　お客様相談窓口 TEL 0120-671-094（通話料無料） FAX 03-3512-7679	大阪支店　お客様相談窓口 TEL 0120-649-818（通話料無料） FAX 06-6233-4001
損失等発生通知／ 保険金支払請求書	本店　査定･回収部　査定グループ	TEL 0120-673-094（通話料無料） TEL 03-3512-7663 FAX 03-3512-7676
回収関係書類	本店　査定･回収部　回収グループ	TEL 0120-673-094（通話料無料） TEL 03-3512-7658 FAX 03-3512-7676

【NEXI 所在地】

＜本店＞
〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1
千代田ファーストビル東館 5 階

＜大阪支店＞
〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 3-1-22
あいおいニッセイ同和損保　淀屋橋ビル 8 階

発行：株式会社 日本貿易保険

2025年4月発行

2024-39-A